

令和5年11月24日

【内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省】

## 【概要書】

国立研究開発法人日本医療研究開発機構令和4年度特定公募型研究開発業務（先端国際共同研究推進基金）に関する報告書及び同報告書に付する内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣の意見

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

<<報告書の概要>>

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の3の規定に基づき、国立研究開発法人日本医療研究開発機構令和4年度特定公募型研究開発業務（先端国際共同研究推進基金）に関する報告書を、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣の意見を付して報告するものである。

### （1）国立研究開発法人日本医療研究開発機構の令和4年度の業務報告書

本プログラムへの参画を推進するための海外関係機関への情報提供要請を行い、主務官庁・関係機関とも緊密に連携し、プログラムの支援規模・数、審査体制などを検討した。また、機構の国際戦略に関する有識者委員会を設置し、政府における領域検討に用いる研究開発領域案の検討・作成を行うなど、着実に業務を実施した。

### （2）報告書に付する内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣の意見

国立研究開発法人日本医療研究開発機構は、透明性・公正性に十分留意しながら着実に業務を実施し、適正であったと認められる旨の意見。

連絡先は省略。